

平成18年度財団法人浜松市医療公社事業計画

財団法人浜松市医療公社は、浜松市の新制度にもとづき、県西部浜松医療センター及び浜松市リハビリテーション病院の事業委託を受ける指定管理者団体として指定された。当該指定期間は平成18年度から平成23年度までの5か年であるが、事業に係る浜松市との基本協定を明確にするほか、基本財産の増額により事業経営の安定化を図り、もって事業の適切な運営を図っていくこととする。

また、病院事業経営健全化計画（平成15～17年度）を発展させ、浜松市行政経営計画（平成18年～21年度）の策定と連動させる中で、公社執行体制を見直すとともに、経営のさらなる健全化を進める。

<公社の基本方針>

設立理念にもとづき、公益性と経済性のさらなる調和に努め、より市民本位の利用と、より健全な経営を具現する。

- (1) 地域から期待される役割・機能を効果的に発揮するため、両病院の事業を重点化し、特色のある運営を目ざす。
- (2) 両病院における自律的な事業運営を進めながら、公社の事業体としての観点から相互の連携・協力を強化する。
- (3) 地域中核病院として、医療の質と安全の向上に努め、利用者（医療を受ける者）が安心できる医療サービスを提供する。

以上の基本方針にもとづく平成18年度の各病院の事業計画は、別記のとおりとする。

- ・ 市と連携した健康講座の定期的開催
 - ・ 予防医学にもとづく保健指導の積極的实施
- (3) 患者相談体制の充実（セカンドオピニオンを含む。）
 - (4) 市民への情報提供（各科の診療実績その他）の推進
 - (5) 病院広報誌の充実

収益体制を構築していく。

- ④ 地域及び事業所の健診活動の充実を図り、収益を向上させる。

<費用削減策>

- ① 購入物品の標準化、購買努力、及び部署別在庫管理の徹底等により、診療材料費の削減を図る。
- ② D P C実施により物品管理が重要性を増すことに対応し、物流システムの構築を進める。
- ③ 業務の見直しによる時間外の縮減を図るほか、定数及び給与・諸手当の見直しを行う。また、人材育成（人事考課）制度の導入による人件費の適正化の仕組みを早期に構築していく。
- ④ E S C O (Energy Service Company) 事業による光熱水費その他経費の節減を図るほか、職員の節約意識を向上させる。

3. 教育研修の充実に向けた取り組み

- (1) 国立大学法人浜松医科大学の関連教育病院として、医学生の臨床実習に協力する。
- (2) 新臨床研修制度における臨床研修指定病院（管理型）として、臨床研修医（医師免許取得後1年次及び2年次）の適切な教育研修を行う。
- (3) 後期研修医（医師免許取得後3年次）制度を導入し、教育研修病院としてのさらなる環境整備を行う。
- (4) 地域医師のための生涯活動を推進するため、診療協議会や各種研究会等を開催する。
- (5) 看護学校等への講師派遣及び臨床研修実習生等の受け入れに協力する。
- (6) 専門職種の知識・技術向上のための学会、研究会及び研修会への参加を支援する。また、管理監督者に対する経営研修会などを計画的に行う。

4. 医療安全の向上に向けての取り組み（両病院共通事項）

より安全な医療は、病院の質・機能の維持に不可欠である。このため、次の事項を推進する。

- (1) 医療安全体制の点検
 - ・ 医療安全調査への協力等
- (2) 医療事故に関する報告制度の確立と、改善対策の徹底
- (3) 医療従事者への教育活動

5. 市民に開かれた病院の構築に向けての取り組み（両病院共通事項）

次により市民サービスの向上に努める。

- (1) ボランティア活動の充実
- (2) 市民の健康管理への寄与

年間延べ 10 人を予定する。

② 外来

年間延べ 262,150 人、1 日平均 1,070 人を予定する。(人工透析を含む。)

③ 公衆衛生活動

前年度実績をもとに以下のように予定する。

胃がん検診	年間 8,510 人
子宮がん検診	4,060 人
乳がん検診	900 人
大腸がん検診	8,870 人

平成 18 年度事業量計画 (入院・外来：前年度との対比)

入院・外来別	年度別		
	18年度 当初	17年度 当初	増減
1 入院	人	人	人
(1) 一般 (570床)	185,790 509/日	188,705 517/日	△ 2,915 △ 8/日
(2)救命救急 (30床)	8,264 23/日	8,546 23/日	△ 282
(3)感染症 (6床)	10	10	-
計 (606床)	194,064 532/日	197,261 540/日	△ 3,197 △ 8/日
2 外来	262,150 1,070/日	258,640 1,060/日	3,510 10/日

(2) 経営健全化に向けた病院の取り組みは、概ね次のとおりである。

<収入増加策>

- ① 収益の確保・最大化を図るため、数値目標にもとづく病棟別の病床運営及び外来運営を行う。
 - ・ 延べ患者数の減少対策として、新患増による診療単価の向上を図る。
 - ・ 病院の免震工事により、一定期間病床利用の一部制限が見込まれるため、各科及び病棟が協力し、効率的運営を行う。
- ② 平成 18 年度診療報酬改定による各科別・診療行為別の影響を分析し、各部署での収益確保対策を講ずる。
- ③ 医療政策の一環である D P C (診療費の包括払い制度) に対応し、より効果的な

- ③ 診療所や病院の特色、また疾病に応じた専門性の高い連携（地域連携クリニカルパスの導入等）を検討し、新たなオープンシステムの構築を目指す。
- ④ 診療所医師に対し、各科の専門性や治療成績をPRする。（臨床指標の公開、情報誌の作成やインターネットの活用など）
- ⑤ 医師生涯教育の視点と場の提供は、医療連携の原点となるものであり、さらなる充実を行う。

(5) 予防医療の推進

医療センターでは、開設以来、基本理念の一つとして公衆衛生活動を掲げ、地域住民の集団健診や事業所等の健診を実施してきた。また近年、高齢化・生活習慣病の増加に伴い、予防医学的な視点で健診事業を見直す必要性が高まっている。

- ① これらの観点を踏まえ、市民の健康維持に貢献するため、密度の高い「健康日本21」を目指した健診事業の展開を図る。
このため、(ア)一般健診の充実、(イ)がん検診の充実、(ウ)栄養指導と、自己管理の推進、(エ)心のケアコースの設置、(オ)環境相談室の設置を進めていく。
- ② 医療センター免震工事計画に併せ、業務充実のための組織整備を行う。

今後の重点化項目について（将来課題）

(1) 先進医療の推進

- ① 10年間の実績に関する外部評価をもとに、今後の事業展開や運営組織のあり方を協議する。
- ② PETの利用は高度先進医療として保険適用が制限されていたが、平成17年度から保険制度による先進医療の申請が認められたので、この許可に向けて準備を進める。
- ③ FDGで検出不可能な悪性腫瘍を中心に検査を行うこととし、市内病院の共同利用施設として開放する方式を検討する。
- ④ IT技術を駆使し、依頼病院でも画像が参照できる環境整備を図る。

2. 経営計画

(1) 事業量の計画は次のとおりである。

① 入院

年間延べ194,064人を予定する。（病床利用率 89.1%）

i. 一般(570床)

年間延べ185,790人、1日平均509人を予定する。（病床利用率 89.3%）

ii. 救命救急(30床)

年間延べ8,264人、1日平均23人を予定する。（病床利用率 75.0%）

iii. 感染症(6床)

県西部浜松医療センター事業計画

1. 事業の重点化

中長期的観点に立つ、事業の重点化項目は、次のとおりである。

(1) 救急医療の充実

- ① 地域医療機関、消防機関、市民等からの要請に応じ、各科とも積極的に救急患者（緊急を要する患者）の受け入れを行う。
- ② 救急を通じて、急性期の医療を主体とした、より効果的な外来運営・入院運営を行う。
- ③ 救命救急センターとしての実績を高める。

このため、

- a) 救急医療の実態に応じて、医師体制を整備する。後期研修医（卒後3年次）の確保による活用を行う。
- b) 救急業務における看護体制を充実させる。
- c) 手術・内視鏡及び画像診断など、救急医療に伴う診療支援部門を強化する。
- d) 医療安全の観点から、薬剤師・臨床工学技士等による診療支援体制を強化する。

(2) 周産期母子医療の充実

- ① 地域の診療所及び病院周産期施設との連携による周産期管理体制を強化する。
- ② 重症度の高い入院増に伴い、予想される医療リスクに適切に対応する。

このため、

- a) お産病床の再編により、受け入れ増を行う。
- b) 周産期集中治療管理に従事する医師・看護師の体制を整備する。
- c) 小児科その他関連科との連携を強化する。

(3) がん医療の充実

- ① 知識・技術の進展にもとづく、質の高い診断・治療を提供する。
- ② 専門スタッフの関与による外来化学療法室の運営を充実する。
- ③ がん末期患者に対する緩和ケアの質的向上を図るため、専門チーム（関連科による医師・看護師その他で構成）の活動を高める。
- ④ 地域がん診療連携拠点病院（平成18年度新基準）としての認定に向けて、診療科及び専門医師等の整備、相談支援センターの設置等の準備を進めていく。

(4) 医療連携のさらなる充実

- ① 診療所（かかりつけ医など）からの新患者紹介には、専門医の協力体制を強化して、これを積極的に受け入れるとともに、治療後の逆紹介を適切に進める。紹介時の経過報告や逆紹介時の報告に関しても、内容の向上を図る。
- ② 院外医師との開放型病床共同指導、治療その他業務について十分な協力をを行う。